附則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、令和7年4月1日から実施いたします。

2 標準周波数についての特別措置

この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数60ヘルツで供給いたします。

群馬県の一部

3 一括前払契約についての経過措置

定額電灯または公衆街路灯Aとして電気の供給を受け、料金を29(料金その他の支払方法)(1)イにより支払われるお客さまで、かつ、この供給約款実施の際現に変更前の特定小売供給約款(以下「旧供給約款」といいます。)附則3(料金についての経過措置)(3)の適用を受けている場合に、(1)の契約期間が満了するまでの間に使用される電気に適用いたします。

(1) 契約期間

契約期間は、一括前払契約が成立した日から、料金適用開始の日以降12月目の検針日の前日までといたします。

(2) 料金の適用開始の時期

料金適用開始の日は、お客さまの属する検針区域の検針日とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 前払対象期間

前払対象期間は、お客さまに1回の支払いで料金を前払いしていただく 対象の期間とし、お客さまにはあらかじめ次のいずれかを選択していただ きます。

なお,契約期間満了に先だって,前払対象期間を変更することはできません。

イ 1 年 型

前払対象期間は、料金適用開始の日から12月目の検針日の前日までの

期間といたします。

口 半 年 型

前払対象期間は、料金適用開始の日から6月目の検針日の前日までの期間および6月目の検針日から12月目の検針日の前日までの期間といたします。

(4) 前 払 額

イ 前払額は、当該前払対象期間中の各月の予想月額料金の合計といたします。この場合、予想月額料金は、原則として前月の料金(前月の料金が一括前払割引額を差し引いたものである場合は、一括前払割引額を差し引く前の料金として算定された金額といたします。)から一括前払割引額を差し引いた金額といたします。

なお, 当社は, 前払額について利息を付しません。

- ロ お客さまの前払額の支払義務は、当該前払対象期間の初日に発生いたします。
- ハ お客さまの前払額は、支払期日までに支払っていただきます。
- ニ お客さまの前払額の支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 20日目といたします。ただし、お客さまと当社との協議によって当社が 継続して他の需要場所の料金と一括して請求することとした場合のお客 さまの前払額の支払期日は、一括して請求する前払額のうちその月で最 後に支払義務が発生する前払額の支払義務発生日の翌日から起算して20 日目といたします。

なお,支払期日が日曜日または休日に該当する場合には,当社は,支 払期日を翌日に延伸いたします。また,延伸した日が日曜日または休日 に該当する場合は,さらに1日延伸いたします。

ホ お客さまが前払額を支払期日を経過してなお支払われない場合には, 当社は,一括前払契約を解約いたします。この場合,一括前払契約は, 当該前払対象期間の初日に消滅したものといたします。

(5) 料 金

各月の料金は、定額電灯または公衆街路灯Aによって料金として算定された金額から次の一括前払割引額を差し引いたものといたします。この場

合, 当社は, 前払額を各月の料金に順次充当いたします。

| 1 | 契 | 約 | に | つ | き | 1 年 型 | 11円00銭 |
|---|---|---|---|---|---|-------|--------|
| | | | | | | 半 年 型 | 8 円80銭 |

(6) 前払額の精算

- イ 当社は、前払対象期間終了後、前払額と当該前払対象期間中の各月の料金の合計との差額を精算するものといたします。ただし、前払対象期間満了に先だって一括前払契約が消滅した場合には、前払額と当該前払対象期間中の一括前払契約の消滅日の前日を含む月までの各月の料金の合計との差額を精算するものといたします。
- ロ イにより精算する場合のお客さまに支払っていただく金額(以下「不 足額」といいます。)の支払義務は、当該前払対象期間の最終月の検針日 に発生するものといたします。ただし、一括前払契約が消滅する場合の 不足額の支払義務は、原則として一括前払契約の消滅日に発生するもの といたします。
- ハ 当社は、一括前払契約が消滅する場合を除き、不足額については、翌 前払対象期間の前払額に加算して申し受けます。
- ニ 不足額は、支払期日までに支払っていただきます。
- ホ 不足額の支払期日は、前払額の支払期日に準ずるものといたします。
- へ お客さまが不足額を支払期日を経過してなお支払われない場合には, 当社は,30(延滞利息)に準じ,延滞利息を申し受けます。ただし,お 客さまが不足額を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場 合であっても,当社は,延滞利息を申し受けます。
- ト お客さまが不足額を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

チ 当社は、イにより精算する場合のお客さまにお返しする金額(以下「過 払額」といいます。)については、翌前払対象期間の前払額から減算して

お返しいたします。ただし,一括前払契約が消滅した場合の過払額については, すみやかにお返しいたします。

リ 当社は、前払対象期間中に前払額が著しく不足すると見込まれる場合 には、当該前払対象期間満了に先だって、追加して前払額を申し受ける ことがあります。

(7) 一括前払契約の廃止

イ お客さまが一括前払契約を廃止しようとされる場合は、あらかじめそ の廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

なお,この場合には,廃止期日は,電気の需給契約が消滅する場合を 除き,通知日以降のお客さまの属する検針区域の検針日としていただき ます。

ロ 一括前払契約は、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし、電気の需給契約が消滅する場合は、電気の需給契約が消滅した日に一括前払契約が消滅したものといたします。

4 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

- (1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅(1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。)の各戸または各居室(以下「各戸」といいます。)が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、16(従量電灯)(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、(2)により算定いたします。なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。
 - イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。
 - ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。
- (2) 料金は、各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯Aの場合は適用いたしません。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金(従量電灯Aの場合は料金といたします。)は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値(キロワット時)により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

5 公衆街路灯のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則 5 (公衆街路灯のお客さまについての特別措置)の適用を受けて公衆街路灯を使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、需給契約の変更がない限り、次のとおりといたします。

(1) 契 約 容 量契約容量は、0.5キロボルトアンペアといたします。

(2) 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および従量電灯Aに準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、従量電灯Aに準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

| 最低料金 | 1契約につき最初の8キロワット時まで | 317円08銭 |
|-------|--------------------|---------|
| 電力量料金 | 上記をこえる1キロワット時につき | 29円97銭 |

(3) その他の事項については、公衆街路灯Bに準ずるものといたします。ただし、27(日割計算)の適用については、従量電灯Aに準ずるものといたします。

6 農事用電力(脱穀調整用電力)のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に旧供給約款附則6 (農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置)の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 料 金

料金は、1年(毎年4月1日から起算いたします。)につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

| | 0.5キロ ワット | 1 キロ ワット | 2 キロ ワット | 3 キロ ワット | 3 キロワットを こえ 1 キロワッ トを増すごとに |
|-----------------------|--------------|-------------|-------------|-------------|----------------------------------|
| 最初の30日まで | 5, 234円96銭 | 7, 938円94銭 | 13, 020円48銭 | 18, 154円07銭 | 3, 703円94銭 |
| 30 日をこえる 1 日 に つ き | 58円27銭 | 101円09銭 | 202円29銭 | 300円07銭 | 92円29銭 |

ただし、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が86,100円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が86,100円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものといたします。この場合、基準単価は、次のとおりといたします。

| 契約電力 | 0.5キロ ワット | 1 キロ ワット | 2 キロ ワット | 3 キロ ワット | 3キロワットを こえ1キロワッ トを増すごとに |
|-------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------------------------|
| 1日につき | 30銭0厘 | 60銭1厘 | 1円20銭1厘 | 1円80銭2厘 | 60銭1厘 |

(3) 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とい

たします。ただし、最初の30日までの料金の支払義務発生日は、契約使用 開始日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものといたします。

7 災害救助法が適用された場合等の特別措置

令和7年4月1日以降に災害が発生し、原則として災害発生日から1年以内に、災害救助法第2条第3項の規定により公示された区域のお客さままたは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災されたお客さまから、公示または指定の日が属する月の6月後の末日までにこの特別措置の適用の申出がある場合の料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

なお,当社は,お客さまの被害状況を確認するため,原則として罹災証明 書等を提出していただきます。

- (1) 災害発生日が属する月の前月の料金(支払期日が災害発生日以降のものに限ります。)および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日をそれぞれ1月延伸いたします。
- (2) お客さまが被災された日(以下「被災日」といいます。)から引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月の6月後の末日までに限り、料金の算定期間ごとに次の割引を行ない、料金を算定いたします。
 - イ 定額電灯、従量電灯および低圧電力のお客さま
 - (イ) 割引の対象

定額電灯については需要家料金,電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金(従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bで最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。)といたします。ただし、26(料金の算定)(1)イ、ロまたはハの場合は、まったく電気を使用しない日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

- (p) 割 引 率 (n)に定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。
- (ハ) 割 引 日 数 割引日数は、料金の算定期間ごとに、被災日から引き続きまったく 電気を使用しない期間の日数といたします。
- ロ 臨時電灯,公衆街路灯,臨時電力および農事用電力のお客さま イに準じて割引を行ない,料金を算定いたします。
- (3) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、47(工事費負担金等相当額の申受け等)にかかわらず、工事費負担金等相当額を申し受けません。ただし、ハに該当する場合には、原則として1回に限ります。
 - イ 被災日から引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止された後,災害発生日が属する月の6月後の末日までに被災された需要場所において新たに需給契約の申込みをされた場合で、その申込みにおける契約電流、契約容量または契約電力が被災日の契約電流、契約容量または契約電力をこえないとき。
 - ロ お客さまが、再建等のため、災害発生日が属する月の6月後の末日までに被災された需要場所において新たに臨時電灯または臨時電力の申込みをされた場合
 - ハ お客さまが、再建等のため、災害発生日が属する月の6月後の末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置、通信設備または電流制限器等の取付位置の変更の申込みをされた場合で、その供給方法が被災日の供給方法と同一であるとき。
- (4) 従量電灯C,臨時電灯C,公衆街路灯B,低圧電力,臨時電力(従量制 供給のものに限ります。)および農事用電力のお客さまの契約負荷設備が災 害により一時使用不能となった場合,災害発生日が属する月の6月後の末 日までに限り,当該契約負荷設備に相当する基本料金の割引を行ない,料 金を算定いたします。
- (5) その他の事項については、本則に準ずるものといたします。